

STEP 4 承認について

◆ 利用の承認

申請が承認された場合には、施設利用承認書及び請求書が発行されます。

◆ 利用の不承認

次のいずれかに該当するときは、利用を承認しません(条例第3条第2項)。

- ① 公の秩序を乱すおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ② 管理上支障があると指定管理者が判断したとき。
- ③ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ④ 偽りその他不正な行為により利用の申請をしたとき。
- ⑤ 過去の利用において、条例、規則その他これに基づく規約に違反し、又は区長若しくは指定管理者の指示に従わなかった利用者が、当該利用においてもこれらの規約に違反し、又は指定管理者の指示に従わないおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑥ 必要な関係書類の提出がないとき。
- ⑦ 他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑧ その他①～⑦に準ずると指定管理者が判断したとき。

◆ 利用承認の取消し等

次のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがあります(条例第9条)。

- ① 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- ② 納付期限までに利用料金を納めなかったとき。
- ③ 災害その他の事情によりプラザの利用ができなくなったとき。
- ④ 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。
- ⑤ 条例、規則又は本利用案内に違反するおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑥ 公の秩序を乱すおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑦ 管理上支障があると指定管理者が判断したとき。
- ⑧ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑨ 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- ⑩ 他の利用者や催事に迷惑を及ぼす恐れがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑪ 利用者又はその委託先が次の行為を行ったとき。
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 脅迫的、粗野、乱暴な言動をする又は暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の利用者の施設等の利用又は協会の業務を妨害する行為
- ⑫ その他①～⑪に準ずると指定管理者が判断したとき。

STEP 4 承認について

◆ 利用の変更

(1) 利用の変更申請は、次のすべてを満たす場合に限り認められます。

- ① 期限内(大展示ホール:利用日の30日前まで、小展示ホール・コンベンションホール:利用日の15日前まで、会議室・和室:利用日の3日前まで)の変更申請のとき。
- ② 変更の前後が同一の催事と認められるとき。
- ③ やむを得ない事由があるとき(来場者の見込み違いなどは含みません)。
- ④ 利用日時又は施設等を変更するとき(利用者名の変更は含みません)。
- ⑤ 1回目の変更のとき。
- ⑥ ホールの利用の変更に関して、次の各場合に該当しないとき。
 - a 利用日から3か月以上前に大展示ホール全面の利用承認を受けた後、同ホールの半面の利用に変更する場合
 - b 実質的に大展示ホール・小展示ホール・コンベンションホールいずれかの利用の取消しを含む場合(ただし、小展示ホールから大展示ホール、コンベンションホールから大展示ホールへの変更は認められます)。
- ⑦ 抽せん会で予約した申請を変更先とする変更ではないとき。

(2) 利用の変更が承認された場合、既に納付された利用料金に変更後の利用料金の額を超えるときは超過額を返還し、満たないときは不足額を納付する必要があります。

(3) 利用日を変更後、利用者から取消しの申請があった場合、相当の事由があると認められないときは、利用者は100%の取消料を負担するものとします。
相当の事由があると認められるときは、変更申請日に取消したものとみなして算出した取消料の額と取消申請日に取消したものとみなして算出した取消料の額とを比較し、より大きい額を取消料として負担するものとします。